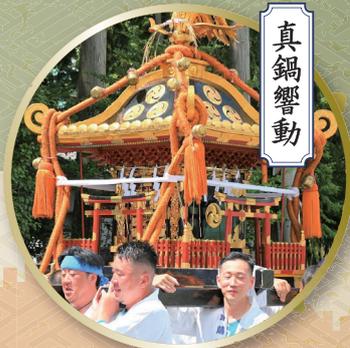


土浦市歷史的風致維持向上計畫

概要版



驅馬砂塵



真鍋響動



城下威風



郁文円環



郷土覆育



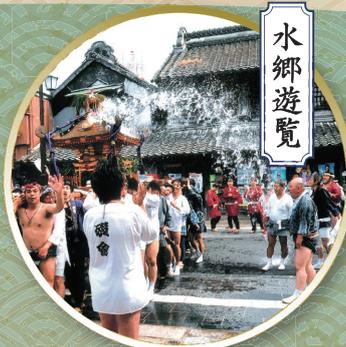
紫香一滴



煙火追憶



蓮華微笑



水郷遊覧

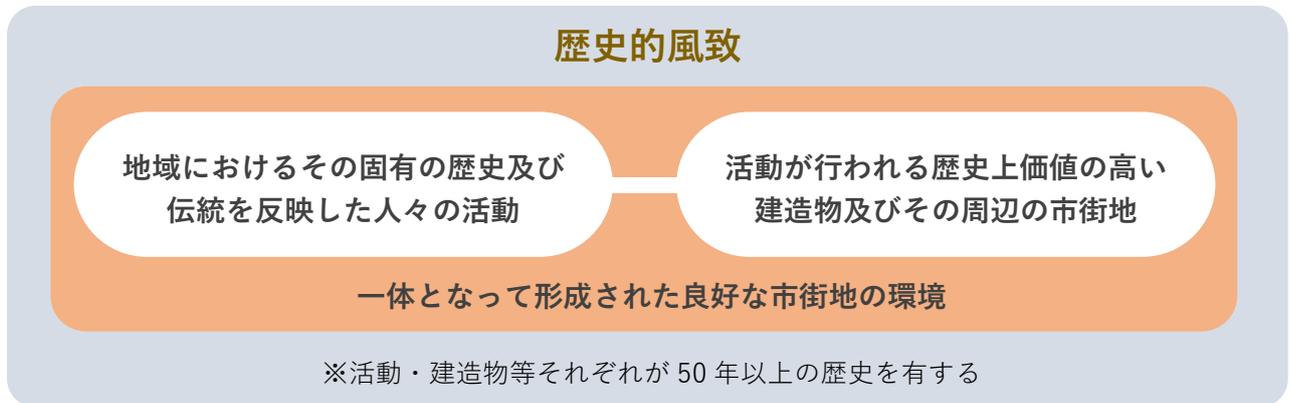


霞浦天恵

土浦市 令和5年12月

1. 歴史的風致とは

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条で、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。



2. 計画策定の背景と目的

本市には土浦城址（亀城公園）をはじめとする歴史的建造物が多数あり、その周辺では、人々によって歴史や伝統を反映した様々な活動が行われてきました。

近年は生活様式の多様化などの社会環境の変化に伴い、歴史的価値の高い建造物の存続が難しくなっているほか、少子高齢化の進展によって祭礼や伝統行事の担い手が減少しており、歴史と伝統のある行事や産業を将来に引き継ぐことが難しくなっています。

このような状況を踏まえ、これまで維持されてきた本市固有の歴史・文化や風情、佇まいを将来にわたり維持し、向上させることを目的に本計画を策定しました。

本計画に基づき歴史的風致を維持向上させる事業を展開することにより、まちづくりや景観に対する住民の意識の向上を図るとともに、歴史を核としたまちづくりを推進していきます。

また、歴史的な町並みの維持、再生を通して都市の個性と魅力に磨きをかけ、地域の活性化と観光振興を図ります。

3. 計画の対象と期間

計画範囲 土浦市全域

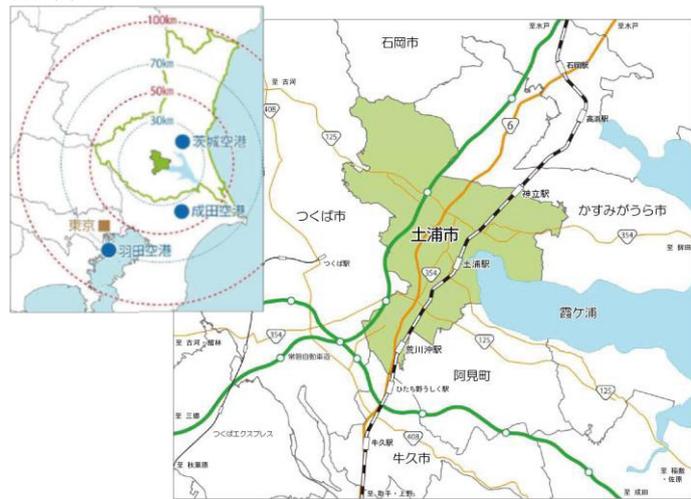
計画期間 令和6年度（2024）～令和15年度（2033）

4. 市の概要

土浦市は、日本第2位の面積を誇る霞ヶ浦の雄大な眺めと、関東の名峰筑波山の麓に広がる豊かな自然に恵まれた茨城県南部の都市で、古くから交通の要衝として発展してきました。本市には、国の重要文化財である「旧茨城県立土浦中学校本館」、国の史跡である「上高津貝塚」が位置するほか、市の中心部には「土浦城址」が位置しており、現在も公園として城下町の面影を残しています。

- 【人口】141,954人
※令和2年度国勢調査より
- 【面積】122.89 km²
※霞ヶ浦の面積 9.27 km²含む

位置図



資料：第9次土浦市総合計画より作成

旧茨城県立土浦中学校本館
(重要文化財(建造物))

上高津貝塚(史跡)

5. 本市の歴史的風致について

「土浦市文化財保存活用地域計画」(令和5年7月文化庁認定)では、本市の歴史や文化の特徴を、5つの関連文化財群としてまとめており、これらを本計画の歴史的風致のテーマとして設定し、歴史的風致を分類しました。また、当計画を作成するにあたり、それぞれのテーマから導き出された歴史的風致のタイトルには、「土浦八景」になぞらえて、漢字四字の標語を付けました。

土浦市文化財保存活用地域計画 関連文化財群

- 1 霞ヶ浦と共に生きる人々の暮らし
- 2 霞ヶ浦と筑波山に育まれた信仰と祭り
- 3 受け継がれる湖畔の城下町の伝統
- 4 郷土から天文まで、教育先進地のまなざし
- 5 水郷の遊覧都市と海軍航空隊の記憶

土浦市歴史的風致維持向上計画 歴史的風致

- ① 【霞浦天恵】霞ヶ浦の恵み 魚食文化
- ② 【蓮華微笑】日本一のレンコン栽培
- ③ 【駆馬砂塵】中世から続く山ノ荘地域の祭礼行事
- ④ 【真鍋響動】鹿島神社祭礼
- ⑤ 【郷土覆育】郷土の行事・祈願等
- ⑥ 【城下威風】城下町の祭礼等
- ⑦ 【紫香一滴】醤油づくり
- ⑧ 【郁文円環】学びと教えの楽しみ
- ⑨ 【水郷遊覧】水辺がおりなす行楽
- ⑩ 【煙火追憶】海軍航空隊時代の記憶

テーマ1 霞ヶ浦と共に生きる人々の暮らし

かほてんけい 霞浦天恵



帆曳船

①霞ヶ浦の恵み 魚食文化にみる歴史的風致

霞ヶ浦では古くから沿岸で漁業が営まれ、名産の醤油を利用した佃煮生産も行われるなど、豊かな魚食文化が構築されてきた。霞ヶ浦独特の漁法である帆引網漁は、土浦帆曳船保存会により観光帆曳船として受け継がれている。

れんげみしょう 蓮華微笑



レンコン出荷の様子

②日本一のレンコン栽培にみる歴史的風致

土浦のレンコン栽培は、関東大震災を契機としてレンコン農家が東京から霞ヶ浦周辺に移ったことにより始まる。田村町では、八坂神社祇園祭にて神輿が蓮田を渡御するほか、供物としてレンコンが奉納されるなど、一年を通じて人々のレンコンに関わる営みがみられる。

テーマ2 霞ヶ浦と筑波山に育まれた信仰と祭り

くばさじん 駆馬砂塵



日枝神社流鏝馬祭

③中世から続く山ノ荘地域の祭礼行事にみる歴史的風致

山ノ荘地域では、日枝神社を中心に7つの地区の人々が流鏝馬祭を執行してきた。祭礼当日には当番地区から選出された市川将監、小神野従羅天、ヒトツモノの三役と、各地区の運営者が一体となって、中世から続く一つの物語を作り上げており、その行事が現在に継承されている。

まなべきょうどう 真鍋響動



鹿島神社祭礼

④鹿島神社祭礼にみる歴史的風致

歴史的な建造物が風貌をとどめる真鍋地区において、地区の鎮守である鹿島神社では平安時代より神事が行われていたとされる。現在に受け継がれる祭礼では3日間に渡って笛や太鼓の軽快な音が響き渡り、周辺の歴史的な建造物の風格に華を添えている。

テーマ3 受け継がれる湖畔の城下町の伝統

じょうかいふう 城下威風



土浦城櫓門

⑥城下町の祭礼等にみる歴史的風致

江戸時代から続く八坂神社例大祭及び祇園祭は、旧城下町を構成していた19町内が参加する土浦を代表する祭礼である。中心市街地に歴史的な建造物が多数残る町並みは、江戸時代の風景を今に伝え、辺りは祭りの活気に包まれる。

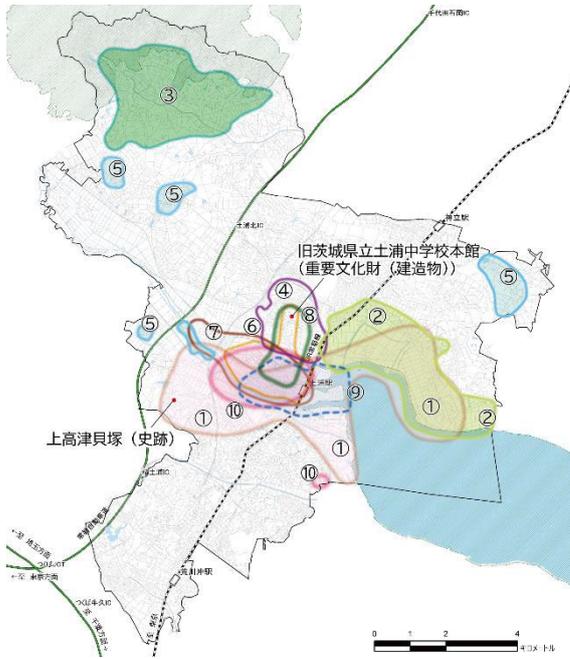
しこういつてき 紫香一滴



柴沼醤油辰巳蔵 (諸味蔵)

⑦醤油づくりにみる歴史的風致

土浦は醤油づくりの好条件が揃っていたため、江戸時代には醤油の産地として名を馳せた。現在は柴沼醤油が醸造を続けており、市内には蕎麦屋や佃煮屋といった醤油を扱う店も多く、醤油の香りが当時の面影を今に伝えている。



図凡例

- ① 霞ヶ浦の恵み 魚食文化にみる歴史的風致
- ② 日本一のレンコン栽培にみる歴史的風致
- ③ 中世から続く山ノ荘地域の祭礼行事にみる歴史的風致
- ④ 鹿島神社祭礼にみる歴史的風致
- ⑤ 郷土の行事・祈願等にみる歴史的風致
- ⑥ 城下町の祭礼等にみる歴史的風致
- ⑦ 醤油づくりにみる歴史的風致
- ⑧ 学びと教えの楽しみにみる歴史的風致
- ⑨ 水辺がおりなす行楽にみる歴史的風致
- ⑩ 海軍航空隊時代の記憶にみる歴史的風致

テーマ4 郷土から天文まで、教育先進地のまなざし



からかさ万灯 (大畑鷲神社)

⑤郷土の行事・祈願等にみる歴史的風致

市内には各地区で古くから行われている行事や祭礼があり、「梶ノ宮神社祇園祭」、「菅谷町八坂神社祭礼」、「からかさ万灯」、「盆綱」、「的ぶち」などがある。各地区の歴史的な神社等とともに、大切に行われてきた行事や祈願などが継承されている。



郁文館の正門

⑧学びと教えの楽しみにみる歴史的風致

土浦では、江戸時代の藩校「郁文館」に始まり、明治18年には県内初の幼稚園「土浦幼稚園」が開園するなど、古くから教育が盛んである。学びや教えを楽しむ風土が醸成され、市内では文化芸術活動、武道、書道など、様々な活動が行われている。

テーマ5 水郷の遊覧都市と海軍航空隊の記憶



霞ヶ浦の観光船

⑨水辺がおりなす行楽にみる歴史的風致

土浦は、江戸時代から高瀬船を利用した河川水運によって霞ヶ浦沿岸地域と利根川流域、江戸（東京）を結ぶ物資の集積地として栄えてきた。水運衰退後も、遊覧船は今も就航を続けており、人々に霞ヶ浦の風光明媚な景観を伝えている。



土浦全国花火競技大会

⑩海軍航空隊時代の記憶にみる歴史的風致

霞ヶ浦海軍航空隊の指揮官 山本五十六から、航空隊殉職者の慰霊について相談を受けていた神龍寺の秋元梅峯住職が考えた花火大会は、大正14年に霞ヶ浦湖畔で開催されて以来、競技大会として年々盛大に開催されるようになった。

6. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

歴史的風致の維持及び向上における本市の方針は以下のとおりです。

1 歴史的な建造物の保存・活用

- 法に基づいた指定文化財の保存、活用
- 未指定文化財に対する各種指定制度・登録制度の活用
- 建造物の修繕、修景、活用に係る費用の支援
- 公開が可能な建造物の観光資源等としての活用（民間企業等の運営による活用も検討）

2 歴史や伝統文化を反映した活動の継承

- 地域の祭礼や行事等への参加の促進
- 補助制度等を通じた活動の支援
- 地域との連携による活動の継続や知識・技術の継承の推進
- ブランド力強化による流通網整備や販路開拓の推進

3 歴史的町並みや自然・農業景観の保全・形成

- 歴史的な景観の町並み環境の保存と周辺環境の向上
- 景観計画及び屋外広告物条例による地域の特性に応じた良好な景観形成

4 歴史的風致を活用した交流人口の拡大

- 様々な媒体を通じた情報発信による認知度の向上
- 市立博物館や上高津貝塚ふるさと歴史の広場における歴史的風致に係る展示やイベントの充実

5 歴史的な建造物等の周遊環境の形成

- 統一の図られたサイン及び案内板の設置
- 歴史資源をつなぐサイクルートの整備の推進

6 未指定文化財の保存・活用

- 将来的な保存及びまちづくりや観光等の施策と一体となった活用法についての検討
- 未指定文化財の把握調査の実施

7. 重点区域の位置及び区域

本市の重要文化財及び史跡である旧茨城県立土浦中学校本館と上高津貝塚に関連する歴史的風致の範囲を基本として、土浦城址及びその周辺を含めた範囲を重点区域として設定しました。本区域において、歴史的風致の維持及び向上に資する施策を推進していきます。

■重要文化財等と関連する歴史的風致

●上高津貝塚（史跡）

[関連する歴史的風致]

1-1 霞ヶ浦の恵み 魚食文化にみる歴史的風致

●旧茨城県立土浦中学校本館 （重要文化財（建造物））

[関連する歴史的風致]

2-2 鹿島神社祭礼にみる歴史的風致

3-1 城下町の祭礼等にみる歴史的風致

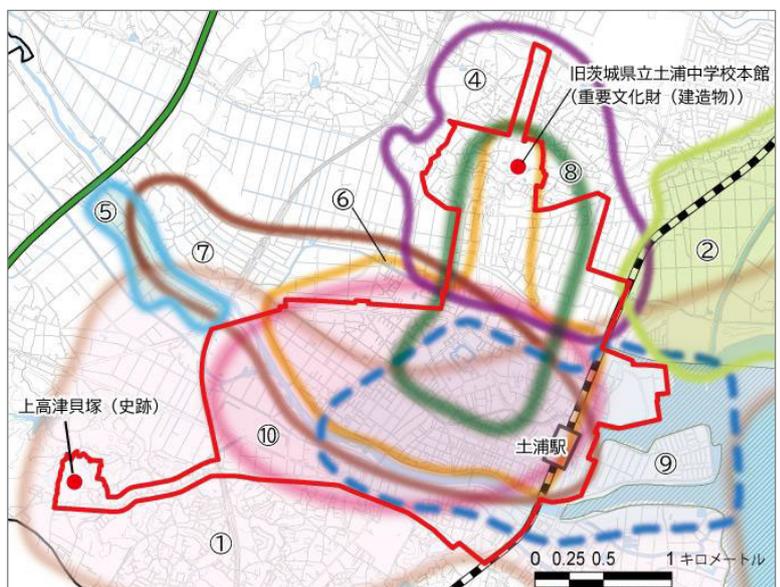
4-1 学びと教えの楽しみにみる歴史的風致

■重点区域の名称、面積

名称 土浦市歴史的風致地区

面積 615.8ha

■重点区域



8. 文化財の保存又は活用に関する事項

国・県・市の指定文化財や登録文化財については、文化財保護法や条例に基づいた保存と活用を図るとともに、文化財指定されていないものについては、滅失や散逸しないよう大学等の研究機関等と連携し、調査・研究を継続します。文化財の修理については文化財として適切な手続きを経て実施するとともに、未指定の文化財については所有者と協力しながら保存に努めます。また、「土浦市文化財保存活用地域計画」と連携を図り、周辺環境整備を含めた一体的な保存・活用や防災・防犯対策を進め、総合的な文化財保護行政の推進に努めます。

9. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設など）の整備と適切な管理に関する事業を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上を図ります。

(1) 歴史的な建造物の保存・活用に関する事業

① 歴史まちづくり包括的支援事業	市内全域
② 土浦城址整備事業	重点区域内
③ 歴史的な建造物の保存整備・活用事業	重点区域内
④ 文化財危機管理対策事業	市内全域
⑤ まちかど蔵整備事業	重点区域内

(2) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する事業

① 「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」周知・啓発事業	市内全域
② コミュニティ助成事業	市内全域
③ 土浦ブランドアッププロジェクト推進事業	市内全域
④ 無形民俗文化財等保存・継承支援事業	市内全域

(3) 歴史的町並みや自然・農業景観の保全・形成に関する事業

① 土浦市景観計画改定事業	市内全域
② ジオパーク推進事業	筑波山地域ジオパーク
③ 都市景観整備事業	市内全域

(4) 歴史的風致を活用した交流人口の拡大に関する事業

① 博物館情報サービス推進事業	重点区域内
② 上高津貝塚再整備事業	重点区域内
③ 亀城公園整備・活用事業	重点区域内
④ 博物館重要資料公開推進事業	重点区域内
⑤ 「土浦の歴史と民俗」映像ソフト制作事業	市内全域

(5) 歴史的な建造物等の周遊環境に関する事業

① 中心市街地まちなか再生事業	重点区域内
② 水郷筑波サイクリング環境整備事業	重点区域内
③ 公共サイン・観光案内板整備事業	市内全域

(6) 未指定文化財の保存・活用に関する事業

① 文化財市登録制度創設事業	市内全域
② 未指定文化財把握調査事業	市内全域

▷事業の一例

(1)③ 歴史的な建造物の保存整備・活用事業

[事業の概要]

未活用となっている指定文化財や登録文化財について学術機関等との連携による効果的な活用法の調査研究を行う。



一色家住宅主屋

(4)② 上高津貝塚再整備事業

[事業の概要]

開館後30年を経過した施設及び広場の改修（常設展示改装や史跡の再整備）を行う。



上高津貝塚ふるさと歴史の広場

(5)② 水郷筑波サイクリング環境整備事業

[事業の概要]

安全で快適な走行空間の整備や県・周辺市町村と連携した広域レンタサイクル事業を推進し、周辺環境の向上を図る。



りんりんポート土浦

10. 歴史的風致形成建造物の指定

本計画では、土浦市の維持向上すべき歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域内における歴史的風致の維持及び向上を図るうえで、必要かつ重要と認められる建造物を歴史まちづくり法第12条の規定に基づき「歴史的風致形成建造物」として指定します。

これにより、指定文化財の保存とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保存を推進します。なお、国の重要文化財については同規定により指定対象になりません。

■歴史的風致形成建造物の指定にあたって

建造物の所有者と協議のうえ、同意を得られた物件を前提とし、次に示す「指定対象」及び「指定基準」を満たす建造物とします。

【指定対象】

- ・ 国の登録有形文化財及び登録記念物（史跡関係）
- ・ 県の指定文化財及び指定史跡
- ・ 市の指定文化財及び指定史跡
- ・ 景観重要建造物（景観法）
- ・ その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が特に必要と認めたもの

【指定基準】

- ① 建造物の形態、意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③ 歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物
ただし、指定にあたっては、以下の条件を全て満たすことが必要である。
 - ・ おおむね築50年程度経過しているもの
 - ・ 所有者又は管理者等により今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれるもの
 - ・ 所有者の同意が得られているもの

■歴史的風致形成建造物の候補（位置図）



土浦市歴史的風致維持向上計画 概要版

■ 土浦市歴史的風致維持向上計画の詳細は、市ホームページをご覧ください。 <https://www.city.tsuchiura.lg.jp/>

● 発行 令和5年12月 土浦市都市政策部 都市計画課 計画係

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9-1 電話 029-826-1111 (代表)